

法務省民総第588号  
令和4年8月29日

法務局民事行政部長 殿  
地方法務局長 殿

法務省民事局総務課長  
(公印省略)

DV等被害者の現在の住所が公正証書の附属書類に記載されている場合  
における閲覧等の方法について（通知）

標記について、別紙1のとおり日本公証人連合会から当職宛て照会があり、  
別紙2のとおり回答しましたので、この旨貴局職員及び貴局所属公証人への周  
知方お取り計らい願います。

日公連第18号  
令和4年8月25日

法務省民事局総務課長 殿

日本公証人連合会

総括理事 齊木敏文



DV等被害者の現在の住所が公正証書の附属書類に記載されている場合における閲覧等の方法について（照会）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第7条に規定するストーカー行為等を受けた被害者、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者又はこれらに準ずる行為の被害者（以下「DV等被害者」という。）として住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け自治振第150号等自治省行政局長等通知）第5の10による住民基本台帳事務におけるDV等被害者の保護のための措置（以下「DV等支援措置」という。）を受けている者（以下「被支援措置者」という。）の現在の住所が公正証書の附属書類（以下単に「附属書類」という。）に記載されている場合において、当該住所が明らかにされることにより被害を受けるおそれがあるとして、当該被支援措置者又はその代理人から公証人に対し、当該附属書類の閲覧又は謄本若しくは抄録謄本の交付（以下「閲覧等」という。）において当該住所が明らかにされない措置を求める旨の申出（以下「閲覧等制限の申出」という。）があったときは、DV等支援措置の趣旨等に鑑み、当該附属書類の閲覧等について下記のとおり取り扱って差し支えないか、貴見を伺いたく照会します。

記

附属書類に被支援措置者の現在の住所が記載されている場合は、以下のとおり、当該被支援措置者又はその代理人の申出に基づき、当該住所が記載されている部分（印鑑に関する証明書や住民票の様式等で当該住所を市町村単位で推察させる部分を含む。以下同じ。）について閲覧等の制限を行うことができるものとする。

#### 1 閲覧等制限の申出の方法

閲覧等制限の申出は、別紙様式又はこれに準ずる申出書によって行い、かつ、次の各書面を添付しなければならない。

(1) 申出をする本人が被支援措置者であることを証する書面

(2) 被支援措置者の代理人が申出をする場合にあつては、当該代理人の権限を証する書面

## 2 閲覧等制限の申出があつた場合の取扱い

上記1の方法による閲覧等制限の申出があつた場合は、当該申出の対象となる公正証書の1ページ目の適宜の箇所に、閲覧等の制限があることが一見して明らかになるような措置を施すとともに、申出書を当該公正証書及びその附属書類を連続した後ろにつづり込む。

## 3 閲覧等制限の申出があつた附属書類について閲覧等の請求があつた場合の取扱い

### (1) 附属書類の閲覧の請求

ア 被支援措置者から附属書類の閲覧の請求があつた場合には、附属書類の原本を閲覧に供する。

イ 被支援措置者以外の者から附属書類の閲覧の請求があつた場合には、附属書類に被支援措置者の現在の住所が記載されている部分を塗抹するなどして当該住所が明らかにされない措置を施した写しを作成し、当該写しを閲覧に供する。

ただし、請求人が附属書類の原本を閲覧することにつき正当な理由があると認められるときは、その正当な理由があると認められる部分（被支援措置者の現在の住所が記載されている部分を除く。）に限りその原本を閲覧に供して差し支えない。

### (2) 附属書類の謄本又は抄録謄本の交付の請求

ア 被支援措置者から附属書類の謄本又は抄録謄本の交付の請求があつた場合には、イの措置を施すことなく、附属書類の謄本又は抄録謄本を交付する。

イ 被支援措置者以外の者から附属書類の謄本又は抄録謄本の交付の請求があつた場合には、附属書類に被支援措置者の現在の住所が記載されている部分を塗抹するなどして当該住所が明らかにされない措置を施した抄録謄本を作成し、これを交付する。

別紙様式

公正証書の附属書類の閲覧等制限措置申出書

申出年月日	令和 年 月 日
申出人の表示	住 所 氏 名 <input type="checkbox"/> 囑託人 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 連 絡 先 (自宅・携帯・勤務先) ( ) ー
代理人の表示	住 所 代理資格 氏 名 連絡先 (自宅・携帯・勤務先) ( ) ー
閲覧等制限の対象とする公正証書の附属書類	法務局所属 公証役場 令和 年 第 号
閲覧等制限の対象	<input type="checkbox"/> 住所を証する書面 <input type="checkbox"/> 印鑑に関する証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
申出の理由	※記載例 印鑑に関する証明書に現住所が記載されており、当該住所が公開されることにより、生命又は身体に危害を受けるおそれがあるため
添付書類	<input type="checkbox"/> 支援措置を受けていることを証する書面 <input type="checkbox"/> 代理人の権限を証する書面 <input type="checkbox"/> その他 ( )
上記のとおり申出します。	
	法務局所属 公証役場 公 証 人 殿

法務省民総第588号  
令和4年8月29日

日本公証人連合会  
総括理事 齊木敏文 殿

法務省民事局総務課長  
(公印省略)

DV等被害者の現在の住所が公正証書の附属書類に記載されている場合  
における閲覧等の方法について（回答）

本月25日付け日公連第18号をもって照会のありました標記の件については、  
貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。